ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己（自然人であるものに限る。）

(2)　自己の役員

(3)　自己の業務を執行する社員

(4)　自己の使用人

(5)　(2)から(4)までに掲げる者であった者

(6)　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

第四条中「前条」を「第三条」に改める。

第二編第一章第一節中第七条の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき発起人等）

第七条の二　法第五十二条の二第二項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第三十五条に規定する出資の履行をいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行った発起人及び設立時取締役

二　出資の履行の仮装が創立総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該創立総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した発起人

ロ　イの議案の決定に同意した発起人

ハ　当該創立総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした発起人及び設立時取締役

第十条第一項第二号中「が設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）」を加え、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　議案が設立時監査等委員である設立時取締役の選任に関する議案であるときは、当該設立時監査等委員である設立時取締役についての第七十四条の三に規定する事項

第十六条第三項第三号中「設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加える。

第十八条第二項中「おける設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第三項」を「法第八十九条第三項」に改め、第二編第一章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（払込みの仮装に関して責任をとるべき発起人等）

第十八条の二　法第百三条第二項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　払込み（法第六十三条第一項の規定による払込みをいう。次号において同じ。）の仮装に関する職務を行った発起人及び設立時取締役

二　払込みの仮装が創立総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該創立総会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した発起人

ロ　イの議案の決定に同意した発起人

ハ　当該創立総会において当該払込みの仮装に関する事項について説明をした発起人及び設立時取締役

第十九条第一号中「おいて取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加え、同号イ中「おいて社外取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である社外取締役又はそれ以外の社外取締役。イ及びロにおいて同じ。）」を加える。

第二十条第一項第九号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加える。

第二十二条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　株式取得者が株式売渡請求により当該株式会社の発行する売渡株式の全部を取得した者である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

第二十二条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　株式取得者が株式売渡請求により当該株式会社の発行する売渡株式の全部を取得した者である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

第二十五条第六項第九号中「第七百九十六条第三項第一号イ」を「第七百九十六条第二項第一号イ」に改める。

第二十七条第五号中「第百十六条第五項」の下に「、第百八十二条の四第四項」を加える。

第三十三条の次に次の二条及び二節を加える。

（全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項）

第三十三条の二　法第百七十一条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　取得対価（法第百七十一条第一項第一号に規定する取得対価をいう。以下この条において同じ。）の相当性に関する事項

二　取得対価について参考となるべき事項

三　計算書類等に関する事項

四　備置開始日（法第百七十一条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。第四項第一号において同じ。）後株式会社が全部取得条項付種類株式の全部を取得する日までの間に、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2　前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第百七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

一　取得対価の総数又は総額の相当性に関する事項

二　取得対価として当該種類の財産を選択した理由

三　全部取得条項付種類株式を取得する株式会社に親会社等がある場合には、当該株式会社の株主（当該親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

四　法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項